

～ 株券不発行制度への移行について～

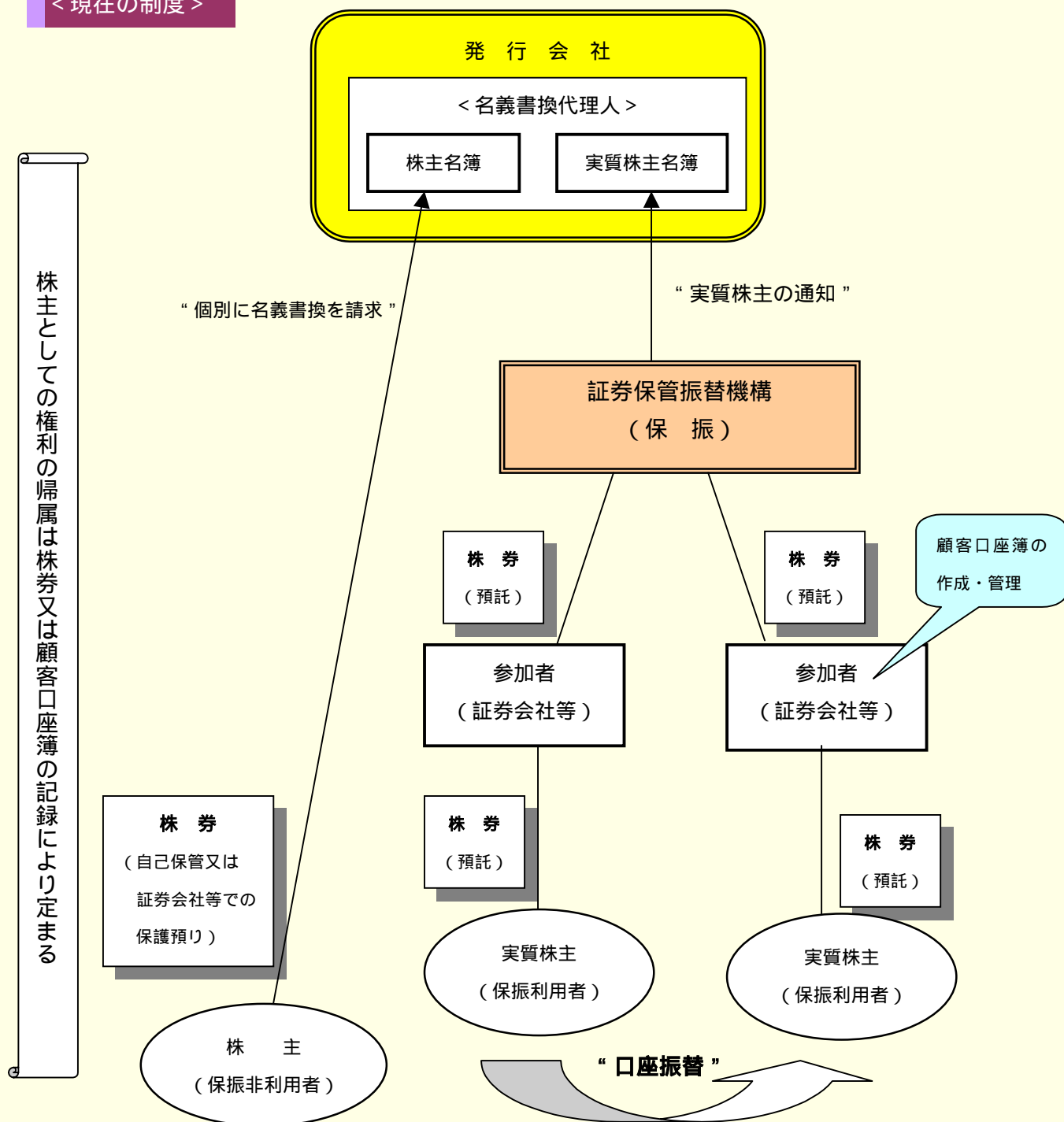
- ▼ 2004年6月9日に「社債、株式等の振替に関する法律」が公布されました。
- ▼ 公開会社の株式は、今後5年以内（2009年（平成21年）が期限）に、一律に株券不発行制度（株券の無券面化）に移行し、新たな振替制度の対象となります。
- ▼ 以下では、公開会社の株式の取扱いを中心に、新しい制度の概要を紹介します。

日 本 証 券 業 協 会
証券決済制度改革推進センター

2004年9月

当センターは、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、2002年4月に、日本証券業協会内に設置された、業界横断的なプロジェクト機関です。当センターでの活動状況については、ホームページ（<http://www.kessaicenter.com>）をご参照ください。

< 現在の制度 >



自己保管等の株券は「株主名簿」にて、保振預託の株券は「実質株主名簿」にて、株主管理がされている。

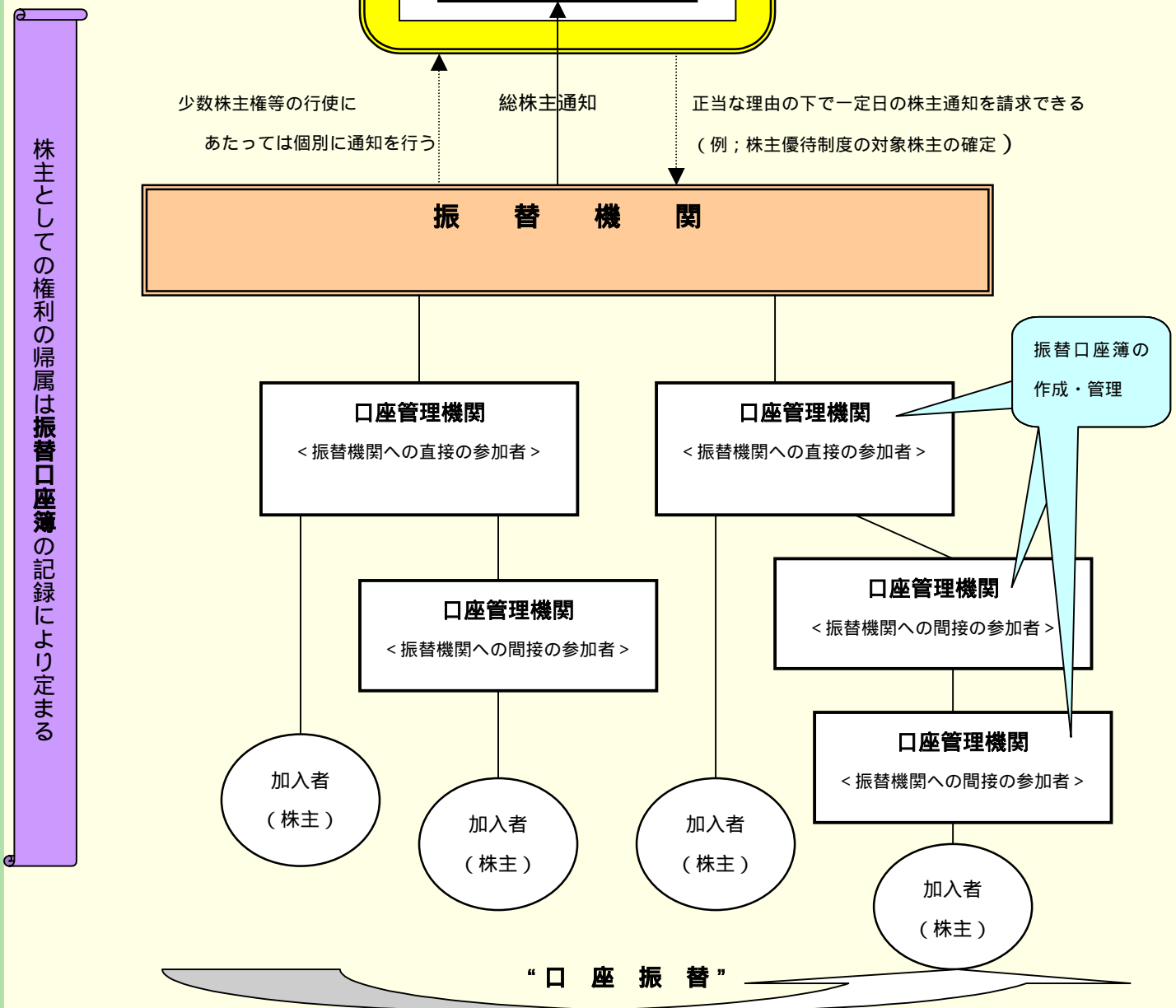
保振利用にあたっては、株券を保振に預託し、券面を保振にて集中管理する。

(券面は保振名義となるものの、保振預託株主は『実質株主』として権利行使を行う。)

請求すれば同預託株券は、保振から交付される。

株式の譲渡は、保振利用者間では口座振替により行われるが、保振の非利用者との譲渡にあたっては現物券面が必要となる。

<新しい振替制度>



株主管理は、「株主名簿」に一元化される。

名義書換は、振替機関からの通知（振替口座簿の内容に基づく「**総株主通知**」）により行われる。（決算期末など一定時点にて発行会社へ通知）

無券面化に伴い、現物券面の預託・交付は廃止される。

株式の譲渡、新株発行など、全て口座振替、残高の増減により効力を生ずる。

保振利用者は、特段の手続きを要することなく、よりスムーズに新しい振替制度に移行することができる。

（注；保振預託率は年々上昇しており、平成16年7月末現在の預託率は65.6%となっている。）

制度移行時点で保振に預託されていない株式（自己の名義にて又は名義書換を失念して、自ら券面保有している株式）は、発行会社が指定する口座管理機関において開設する「**特別口座**」にて管理される。なお、当該株式について通常の振替を行う場合には、所定の手続きをとり、株主自身が開設した振替口座へ、一旦振り替える必要がある。

はじめに

2004 年 3 月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に上程され、衆参両議院での審議を経て可決・成立し、同年 6 月 9 日に公布（注；「社債等の振替に関する法律」が改正され、新たに「社債、株式等の振替に関する法律」（いわゆる「振替法」）となり、また商法、その他関連法の改正が行われました。）されました。これにより、今後 5 年以内（2009 年（平成 21 年）6 月が期限）に、公開会社の株式は一律に無券面化（ペーパーレス化）されます。また、株式以外にも、転換社債型新株予約権付社債（いわゆる C B）などの有価証券についても、ペーパーレス化が可能となります。

（参考）国債、社債、投資信託受益権等については、既に「社債等の振替に関する法律」（2003 年（平成 15 年）1 月施行）にて、ペーパーレス化（無券面化）が法制化されています。

株券不発行制度導入の趣旨・目的

- 株式のペーパーレス化を通じて、券面保有に伴う株式の発行及び流通管理に係るリスク・コストの削減を図り、株式取引の決済の合理化・迅速化等を指すものです。
- これまで、コマーシャルペーパー（CP）、国債・社債・投信と、順次、ペーパーレス化法制が整備されてきましたが、今般の株券不発行化法制により、わが国における証券ペーパーレス化の法制整備の総仕上げがなされ、証券市場の利用者の利便性向上並びにグローバルな証券市場としての基盤強化に資するものと期待されています。

新制度の基本的な仕組み

- すべての公開会社の株式は、「振替機関」に口座を開設する一定の金融機関（証券会社、銀行、信託銀行、その他）、すなわち法律上規定されている「口座管理機関」において作成される振替口座簿の中で管理されます。
- 従来、株主管理は株主名簿及び実質株主名簿にて行われていましたが、新制度では、株主名簿の下に一元化されます。新制度下での名義書換は、決算期末等の一定時点にて、振替機関が発行会社に対して一斉に行う「総株主通知」により行われます。
- 上記の総株主通知により、発行会社は株主名簿を書き換え、株主権を行使できる株主を確定させることができますが、例外的に、少数株主権等の行使においては、振替口座簿の記録に基づき継続保有期間等が判断されることとなります。そのため、当該権利行使にあたっては、振替機関を通じた発行会社への個別の通知が必要になります。
- 株式の譲渡、質入れ、新株発行など、株式に係る権利の移転等は、振替口座簿の残高の増減の記録により処理されます。
- 現在の保管振替制度利用者（株券を証券保管振替機構に預託している株主）については、既存の顧客口座簿等の内容が新制度の加入者として振替口座簿に転記されるため、簡便に制度移行が行われます。
- 新制度への移行後は、保振預託されている株券に対して交付請求はできません。（注；新制度への移行日の 2 週間前の日から移行日の前日までの間も不可）

- 新制度への移行日までに保振預託されていない株式については、発行会社が指定する口座管理機関において開設された「特別口座」の中で管理（注；当該口座の名義人は、株主名簿上に記録されている株主となります）されます。特別口座にある株式を売却するためには、証券会社等の口座管理機関に株主自身が開設した振替口座に、一旦振り替えるなどの所要の手続が必要となります。
- 株券不発行制度への移行日をもって、既存の現物株券そのものは無効となりますが、株主名簿に名義が記録されていれば、株主としての権利を失うことはありません。

担保株式等について

- 公開会社の株式を質権として保有する場合は、質権者が開設する振替口座に質入れ株式の記録（質権欄に記録）を行うことで、質権としての効力が得られます。また、略式質における現在の実務慣行を勘案し、匿名性確保のため、振替機関による発行会社への総株主通知の際には、原則、質権者名等を通知しないこととされています。なお、質権者から申出がある場合には、これを通知する（注；質権者として通知された者は株主名簿にその旨が記録され、登録質権者として扱われる）こととなります。
- 公開会社株式の譲渡担保権の場合も、譲渡担保権者の開設する振替口座への記録により、譲渡担保権の設定が行われ、振替機関による総株主通知においては、特段の申出がなければ譲渡担保権者を発行会社に通知することとなりますが、譲渡担保権者の申出がある場合には、他の者（譲渡担保権設定者）を株主として通知することとなります。
- 発行会社が新株を発行する場合は、株式申込人は株式申込証に自己の振替口座を記載し、これにより、当該株式申込人の口座簿に新株式が増加記録されます。（注；株式分割等の場合も、振替口座簿の記録に基づき処理されます。）

そ の 他

- 株券喪失登録がなされている株式については、株主本人の抹消申請や株券所持人による喪失登録異議申請、期間経過による喪失登録株券の失効により株券喪失登録が抹消された日における名義人の予め指定する振替口座、又は発行会社の開設する特別口座への株式の新規記録手続に基づき対応が図られます。
- 振替機関及び口座管理機関による口座簿の超過記録に起因する不測の事態に備え、振替機関等による損害賠償義務等に加え、一般投資家を対象としたセーフティネット（加入者保護信託）が制度上措置されています。
- これまでの商法においては、一定期間名義書換を停止する「株主名簿の閉鎖制度」が認められていましたが、今般の法改正に伴い、「基準日制度」に一本化されることになりました。なお、この改正商法の適用は平成 16 年 10 月 1 日からとなります。
- これまでの商法において、新株発行に際して新株式の引受人が株主となるのは、「払込期日の翌日」とされてきましたが、これが「払込期日」に変更になります。なお、この改正商法の適用は平成 16 年 10 月 1 日からとなります。



Q 1) 株券不発行制度の導入には、どのようなメリットがありますか？

A 1) 株券不発行化により、券面保有に伴う紛失・盗難・偽造等の投資家等におけるリスクの排除、株券の発行・管理コストの削減、株式併合・分割等に伴う手続の簡素化などを図り、わが国の証券市場をより効率的かつ安全なものとする 것을 目指しています。また、今般の法制整備は、数年来取り組まれてきた、証券決済制度改革を大きく推し進めるものであり、株式取引の合理化・迅速化等を進める上で不可欠なものとして位置付けられ、グローバルマーケットとしての基盤強化にも資するものといえます。

Q 2) 公開会社株式の一斉移行日は、どのようにして決定されますか？

A 2) 新法公布の日（平成 16 年 6 月 9 日）から起算して 5 年を超えない範囲内において、政令で定めることとなっています。今後、振替機関、口座管理機関等におけるシステム対応、移行実務対応の状況などを見定めながら、具体的な移行日が確定するものと考えられます。

（注；商法上、会社が株券廃止会社に移行するためには、定款変更（株主総会の特別決議による）を行い株券を発行しない旨を定める必要がありますが、公開会社の場合は、定款改正が何らなされなくても、一斉移行日を効力発生日とする株券不発行の旨の定款変更を決議したものとみなされ、一律に新しい振替制度への移行が図られます。）

Q 3) 今般の法律改正により、株式以外にはどのような証券がペーパーレス化の対象となっていますか？

A 3) 株式以外に、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債、投資法人の投資口、協同組織金融機関の優先出資、資産の流動化に関する法律（いわゆる SPC 法）上の優先出資等の有価証券が、広く対象となっています。

Q 4) 新振替制度において、株主名簿の書換はどのように行われますか？

A 4) 新振替制度の適用を受ける、いわゆる株式振替制度利用会社では、振替機関が決算期末（中間期含む）や株式併合・分割に係る基準日等の所定の時点で行う総株主通知（注；株主の氏名、住所、保有株式数等の必要事項を一斉に発行会社へ通知）に基づき、株主名簿の書換が行われます。なお、株主優待制度の対象となる株主の確定など、正当な理由がある場合は、発行会社が所定の費用を支払い、一定の日の株主を通知することを振替機関に対して請求することも可能となっています。

Q 5) 新振替制度において、単独株主権や少数株主権に係る取扱いはどうに変わりますか？

A 5) 代表訴訟の提起、株主提案権、総会招集請求権など、単独株主権及び少数株主権の行使にあたり、6 か月の株式継続保有が要件とされるものがあります。当該要件を満たすには、これまでは、その間、株主名簿に記録されることが必要とされてきました。そのため、既存の保振制度では、期中に株式を取得しても実質株主通知により実質株主名簿に記録された時点から継続保有期間の起算を行っていました。しかし、今回の法改正により、新振替制度の下では、振替口座簿に記録された時点を基準に期間算定することとなります。ただし、この単独株主権・少数株主権の個別の権利行使にあたっては、権利行使しようとする株主が、口座管理機関を通じて、振替機関から個別の通知を発行会社に対して行うよう申し出る必要があります。そのうえで、当該通知がなされた後の一定期間内（注；詳細は今後政省令にて規定されます）に権利行使することになります。



Q 6) 法律上、株券の保有形態によって、新振替制度への移行はどのように取り扱われますか？

A 6) 新振替制度への移行にあたって、現在、保振制度を利用（保振預託）している株主については、新旧口座簿の転記が振替機関及び口座管理機関の方で行われるため、簡便に移行が図れるよう法律上の手当てがなされています。一方、保振制度を利用していない株主について、株券を証券会社にて保護預りしている場合には、移行に際して、証券会社の方で保護預り株券を保振に預託することができる（注；移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間に限る）ようになっており、上記に準じ簡便な移行が図られます。なお、後者の場合には、証券会社が遅滞なく、その旨を当該株主に通知することが義務付けられています。

これら以外に、株券を自ら保管する株主（いわゆるタンス株券を保有する株主）は、事前に保振預託を行えば、上記のように簡便に移行することが可能となりますが、仮にそのような対応がなされなかった場合には、発行会社が株主（注；株主名簿に記録されている株主が対象）の権利保全のため開設する「特別口座」において管理され、新制度に移行することとなります。特別口座内の株式については、株主としての権利行使は行えますが、口座管理機関に当該株主自身が開設した振替口座等以外には振替ができないなどの制約を受けます。（注；株式を売却したい場合には、一旦、当該株主自身が口座管理機関に開設した振替口座に株式を振り替える必要があります。）

Q 7) 公開会社の株券を所有しているものの、一斉移行日までに保振預託がなされず、名義書換も行われていない場合（いわゆる失念株主）には、どのように取り扱われますか？

A 7) 新制度への移行日までに保振預託がなされず、名義書換も行っていない場合には、発行会社が開設する特別口座において株主名簿の名義人（前の保有者）の名前で管理され、新振替制度に移行することになります。同時に、所持していた株券は無効になるため、株主としての権利を失うおそれがあります。そのため、発行会社に対し、特別口座に記録されている名義人と共同して失念救済の申請を行う、特別口座に記録されている名義人に対して、当該失念株主への名義書換を請求すべき旨を命ずる確定判決もしくはこれに準ずる書類として政令で定めるものを添付して申請する、その他政省令で定める方法による、ことにより、当該失念株主自らの名義の特別口座が開設されるなどして、株主としての権利が保全されます。

Q 8) 新振替制度への移行に際して、発行会社の株券は回収されるのですか？

A 8) 株券不発行制度への一斉移行に際して、株券の回収はされません（注；法律上は義務付けられていません）。一斉移行日をもって、法的には株券（現物券面それ自体）は無効となり、これに代わって、振替口座簿の記載が株主としての権利を表わすものとなります。

（cf；「加入者は自身の振替口座における記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する」（振替法 151 条））

Q 9) 株主が、振替口座簿の記載事項の証明を求めることは可能ですか？

A 9) 新振替制度の加入者である公開会社の株主は、自己の口座を開設している口座管理機関に対して、所定の費用を支払い、振替口座簿に記載されている事項の証明（書面又は電磁的方法にて）を請求することができます。



Q10) 新振替制度の移行に際して、質権者にはどのような措置が新たに設けられましたか？

A10) 現在の保振法上は、質権者が単独で質権の目的である株券を保振預託することは認められていませんが、新法では、一斉移行日の直前の一定期間（移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間）に限り、質権者は自らの質権を保全するため単独で保管振替機構への預託請求ができるものとされました。これにより、一斉移行に際して、新振替制度における振替口座簿の質権欄への転記など、簡便な移行が図られます。なお、質権者による保振への預託請求がなされた場合には、遅滞なく、当該質権者から質権設定者である株主に対してその旨を通知することが義務付けられています。

Q11) 新振替制度において振替口座の超過記録が生じるリスクについて、どのように対処されますか？

A11) 振替機関等が備える振替口座において、誤って超過記録が発生し、これを起因に第三者に善意取得が生じた場合は、すべての株主の有する株式が発行済み株式総数を超えることになります。この超過分の株式は発行会社に対抗できないこととされているため、当事者の振替機関等は、超過数相当の株式を取得した上、発行会社に対して権利放棄をする義務等の責任を負います。その履行過程において、万一、口座管理機関等において経営破綻を生じ義務履行ができないおそれも考え得るため、加入者の保護にあてる加入者保護信託が法制度上設けられています。なお、同信託については、振替制度に参加する振替機関及び口座管理機関が資金拠出を行っています。

Q12) 非公開会社の株券については、どのように取り扱われますか？

A12) 非公開会社が株券不発行制度に移行する場合は、株主総会の特別決議により、株券を発行しない旨の定款変更を行うことが必要です。公開会社の場合と異なり、株券を不発行化するかどうかは、個社の選択（任意適用）となります。なお、振替制度を利用しない非公開会社の不発行化した株式の譲渡については、当事者間の意思表示により株式の移転の効力は発生しますが、株主名簿に株式の取得者の氏名等を記録しなければ、発行会社の他、第三者にも対抗することができないものとされました。

（注；非公開会社については、平成16年10月1日から、定款の定めをもって株券不発行制度の導入が可能となります。）

Q13) 現在の保振法（「株券等の保管及び振替に関する法律」）は、どのようになりますか？

A13) 新振替制度への移行に伴い、現在の保振法は廃止されます。これに代わり、統一的な証券決済法制である「社債、株式等の振替に関する法律」（現在の社債等振替法を改正した、いわゆる「振替法」）の下で、新たに株式等を含めた、商品横断的な証券の振替制度が整備されることになります。

Q14) 公開会社の場合、特段の手続をしなくとも施行日（一斉移行日）を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更決議をしたものとみなされることはわかりましたが、それにもかかわらず施行日までに株主総会決議を経て株券不発行の定めを自ら定款においてもよいのですか？

A14) そのような定款の定めをおくことは法律上可能ですが、現行の保振制度は券面の存在を前提としているので同制度から離脱することが必要となります。そうすると現行の取引所規則等のもとでは上場を維持するためには保振制度を利用していることが要件ですから、上場を維持することができなくなります。